

# 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案等の調査の際における 県公安委員会の意見聴取等に関する覚書の実施に関する協定について

(昭和40年7月8日岩交一発第193号警察本部長)

県下各警察署長

みだしのことについて県公安委員会においては、昭和40年5月31日付仙台陸運局長、岩手県陸運事務所長、東北管区警察局長と協定を締結し昭和40年6月1日から実施することとなったので、これが取扱いにつき遺憾のないようにされたい。

なお、昭和36年12月20日付県公安委員長と仙台陸運局長との間に締結されてある協定は、昭和40年5月31日限り廃止となり、また、新たに協定された事項には交通の安全の外交通の円滑に関する事項まで含まれることになったので、この点についても遺憾のないようにされたい。

## 路線を定める自動車運送事業の免許申請事案等の調査の際における県 公安委員会の意見聴取等に関する覚書の実施に関する協定

仙台陸運局長(以下「陸運局長」という。)、県陸運事務所長(以下「陸運事務所長」という。)と東北管区警察局長(以下「管区警察局長」という。)県公安委員会(以下「公安委員会」という。)とは路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際における都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書(昭和40年4月20日運輸事務次官、警察庁次長覚書)の実施について次のように協定する。

### 記

#### 1 意見を聴取する事案の範囲

陸運局長は、路線を定める自動車運送事業の免許申請事案および事業計画変更認可申請事案の調査に際しては、次に掲げる事項について公安委員会、(申請路線が一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、30 軒、一般路線貨物自動車運送事業にあつては、100 軒以上であつて、かつ、2以上の府県の区域にわたるものは管区警察局長)から当該事案にかかる道路における交通の安全と円滑に関する意見を聴取するものとする。

##### (1) 免許申請事案

免許申請事案の全部とする。ただし次の事項については公安委員会の意見照会を省略することができる。

- (イ) 新規免許申請路線の道路および交通の状況ならびに事業計画の内容が付近の既免許路線のそれと大きな差異がない場合
- (ロ) 既免許路線の延長であつて道路および交通の状況ならびに事業計画の内容が既免許路線のそれと大きな差異がない場合
- (ハ) 新道の完成に伴なう路線の経路変更申請およびこれに準ずる申請であつて事業計画の内容が旧道に係るものと大きな差異がない場合
- (ニ) 運行回数の増加の程度、停留所または待避所の位置等が既免許業者のそれに比して大きな差異がない場合
- (ホ) 道路工事等に伴なう臨時免許申請事案

##### (2) 事業計画変更認可申請事案

- (イ) 一般乗合旅客自動車運送事業にあつては、自動車車庫若しくは停留所の新設またはこれらの位置の変更に関するもの。
- (ロ) 一般路線貨物自動車運送事業にあつては、自動車車庫、営業所若しくは荷扱所の新設またはこれらの位置の変更に関するもの。

## 2 意見聴取等の手続

### (1) 意見の照会

陸運局長は前項により意見を照会しようとするときは、事案の概要を別記様式1または2により、作成の上関係陸運事務所長を経由して公安委員会に送付して行なうものとする。

なお、管区警察局長に対する照会については直接送付して行なうものとする。

### (2) 意見書の提出

公安委員会は、前号により意見を求められたときは、別記様式3または3の2により陸運事務所長を経由して意見書を提出するものとする。

なお、管区警察局長の意見書は直接陸運局長に提出するものとする。

## 3 意見書の提出期間及び期限

- (1) 公安委員会は、前項第1号により照会があつたときは、文書を受領した日から20日以内に意見書を提出するものとする。なお、管区警察局長の意見書の提出については、30日以内とする。ただし、陸運局長は当該申請事案の処分が緊急を要するものと認めるときは提出期限を指定することができる。

- (2) 陸運局長は、前号の期間内または、当該期限までに意見書が提出されないときは、交通の安全と円滑に関して支障がない旨の意見書の提出があつたものとみなす。

## 4 意見聴取等の特例

- (1) 陸運局長は、臨時免許申請事案等で特に緊急の処分を要するものについては、第2項第1号による意見の照会は電話または口頭で行なうことができるものとする。
- (2) 公安委員会は、前号による照会については、電話または口頭で意見を述べるることができるものとする。

## 5 処分の通知

陸運局長は、本協定により公安委員会または、管区警察局長の意見を照会した申請事案（第3項第2号の規定により意見書の提出があつたものとみなした事案を含む）について処分を行なつたときは、文書により遅滞なく処分の内容および意見により行なつた措置について公安委員会（陸運事務所長経由）または管区警察局長に通知するものとする。ただし前項第1号によるものについては、通知を省略することができるものとする。

## 6 連絡の保持

陸運局長および陸運事務所長ならびに管区警察局長および公安委員会は前5項に定めるもののほか、路線を定める自動車運送事業について常に相互に密接な連絡を保ち、必要に応じて意見の交換、資料の提出等を行なうほか、特に次の事項については、文書、電話等により連絡をするものとする。

- (1) 陸運局長および陸運事務所長から連絡する事項および方法等

### (イ) 連絡する事項

一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更のうち仙台市の地域に関連する重要

な運行系統の変更、始発又は、終発の時刻の大巾な変更、運行回数の大巾な増加の処分

(ロ) 連絡の方法

陸運局長処分のものにあつては、管区警察局へ、県知事処分のものにあつては、公安委員会へ連絡するものとする。

(2) 管区警察局長および公安委員会から連絡する事項および方法

(イ) 連絡する事項

第2項第2号により、陸運局長に提出する意見書の各項のうち、その後著しく変化があつた事項

(ロ) 連絡の方法

第2項第2号に準じて連絡するものとする。

7 疑義等の措置

本協定の実施に関して疑義を生じたときは、そのつど協議するものとする。

8 実施の時期

本協定は、昭和40年6月1日から実施するものとする。

なお、昭和30年12月21日仙台陸運局長と各県公安委員会との間に申し合わせた協定並びに「昭和36年12月20日仙台陸運局長と東北管区警察局長および各県公安委員会と申し合せた協定」は昭和40年5月31日限り廃止する。

昭和40年5月31日

仙 台 陸 運 局 長	中川楽水
岩 手 県 陸 運 事 務 所 長	高橋安房
東 北 管 区 警 察 局 長	田中 壘
岩 手 県 公 安 委 員 会 委 員 長	三田俊定

各様式は省略する。